

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月

私は、国民年金の加入勧奨のハガキが届いたので、A市B区役所に、申立期間に係る国民年金保険料を納付する必要があるのかを電話で問い合わせた後、母親に付き添ってもらい同区役所へ行き、窓口で再度、説明を受け、その場で1万円ぐらいの国民年金保険料を納付したことをはっきりと覚えているので、申立期間が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間については全て納付している上、申立人が納付したと主張する国民年金保険料の金額は、申立期間当時の国民年金保険料とおおむね一致している。

また、申立期間当時、A市では、国民年金の加入勧奨のハガキを送付していたこと、区役所で国民年金の加入手続及び国民年金保険料の収納業務を行っていたことが確認できる上、申立人は、「A市B区役所の年金係において、平成5年4月に就職するが、学生である同年3月の保険料を納付しなければならぬのかを確認したところ、担当者から、法律が変わって学生でも保険料を納付しなければならなくなった旨の説明を受けたので、国民年金保険料を納付した。」と区役所職員とのやり取りを具体的に記憶しており、平成3年4月1日から学生が国民年金に強制加入することとなったことを踏まえると、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人の母親は、申立期間当時、申立人に付き添ってA市B区役所に出向いた記憶があるとしている上、申立期間当時、申立人と同居していた家族の中には申立人以外に国民年金の強制加入対象者はいなかったことから、申立人が同区役所に出向いたのは、申立人の国民年金保険料を納付するためであ

ったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月

私は、平成2年12月頃に会社を退職したことから、再就職するまでの間は国民年金に加入しなければならないと思い、A市B区役所に行って、転居に伴う届出を行うとともに、国民年金の再加入手続及び住所変更手続も行った。

後日、同区役所の窓口で保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年12月頃にA市B区役所で国民年金の再加入手続及び住所変更手続を行ったと申し立てしているところ、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、同年12月11日に第1号被保険者となったことを示す記載が、また、住所欄には、同年12月6日に住所変更が行われた記載がそれぞれ確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間の前年に、共済年金から国民年金への切替手続を適正に行うとともに、当該期間の国民年金保険料を納付していることから、申立人の年金に対する意識は高かったものと考えられ、前述の申立人の主張を踏まえると、申立期間についても、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私は、昭和43年3月に高校を卒業後、家業を継ぐため、同年4月から家族の所有船に乗ったが、船員保険には加入していなかったため、私が20歳になった時に、母親が国民年金の加入手続を行うとともに、集金に来ていた地区の区長に、私の給料の中から保険料を支払っていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料が全て納付されている上、申立期間当時、申立人と同居していた両親及び弟は、国民年金加入期間の保険料を完納しており、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の国民年金の任意加入者の資格取得に係る処理日等により、昭和50年4月頃に申立人の弟と連番で払い出されたものと推認され、申立人の主張とは異なるものの、この時点で、申立期間の保険料は、当時実施されていた第2回特例納付により納付することが可能であったところ、国民年金被保険者台帳によれば、申立人は申立期間前後の保険料を第2回特例納付により納付していることが確認できる上、申立人の弟も、20歳到達後の期間を第2回特例納付により納付していることが確認できることから、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親が、12か月と比較的短期間である申立期間の保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を集金に来ていた地区の区長に納付していたと主張しているところ、当時、申立人が居住していたA市は、「昭和50年代当時、申立人が居住する地区に集金組織があり、特例納付を含む国民年金

保険料を収集していた。」と回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島厚生年金 事案 1952

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 43 年 3 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 31 日から 43 年 3 月 31 日まで

私は、高校を卒業後、昭和 41 年 4 月に A 事業所に就職し、専門学校に通学しながら、見習いとして 43 年 3 月まで勤務したが、厚生年金保険の資格喪失日は 42 年 3 月 31 日となっており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の資格喪失日は昭和 42 年 3 月 31 日と記載されている。

しかしながら、申立人に係る当該被保険者原票を見ると、上記資格喪失日後の昭和 42 年 10 月 1 日時点の標準報酬月額（1 万 2,000 円）が記録されているとともに、申立人が 42 年 10 月 1 日から健康保険の医療費の一部負担金の免除対象者であったことを意味する「42.10.1 免」の表示がある上、事業主から返納された申立人の健康保険証を社会保険事務所が受理した日、及び申立人の資格喪失に伴い社会保険事務所が社会保険業務センター（当時）にその旨を進達した日は、43 年 4 月 3 日と記録されている。

これらのことから、社会保険事務所は、申立人の資格喪失日を昭和 43 年 3 月 31 日とするべきところを誤って 42 年 3 月 31 日と記録したものと推認される。

また、申立人と同時期に A 事業所に就職し、申立人と一緒に専門学校に通学していたとする複数の同僚の回答から、申立人は、申立期間において申立ての事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、申立ての事業所における自身の在職期間の回答が得られた同僚 10 人について、当該在職期間と厚生年金保険の加入期間を確認したところ、全員が一致していることから、申立人についても同様であったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 43 年 3 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 41 年 10 月 1 日及び 42 年 10 月 1 日の標準報酬月額の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA会における船員保険の資格取得日は、昭和21年1月31日であると認められることから、申立期間に係る資格取得日の記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年1月から同年6月までは180円、同年7月から同年9月までは390円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月31日から同年10月1日まで

私は、昭和20年7月25日にB海員養成所を卒業後、同年11月にC氏の命により出頭し、D市のE社ビル内のA会第2課（E社系）に配属となった。

A会では甲板員で採用されたが、自宅待機を命じられ、その後21年1月31日にF造船Gに停泊中のH丸に乗船して石炭輸送に従事した。年金記録が21年10月1日からとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する船員手帳により、申立人は昭和21年1月31日にA会が所有するH丸に甲板員として雇い入れられ、申立期間も継続して申立事業所に勤務していることが確認できる。

また、B海員養成所（現在は、I大学）は、申立人の学籍簿に申立人がH丸に昭和21年1月に乗船した記載があると回答している。

さらに、船員保険被保険者名簿により、申立期間当時申立事業所において船員保険の被保険者記録がある4人に照会したところ、3人から回答があり、申立人と同じ甲板員であった2人は申立人を知っていると回答し、また、回答者のうち甲板員の1人と操舵手であった1人は、H丸の乗組員は全員が船員保険に加入していたと回答している。

加えて、申立人の所持する船員手帳には、申立期間に係る給料額及び標準報酬等級が記載されており、当該給料額に対応する標準報酬月額は、船員保

険法の標準報酬等級と一致する。

その上、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿には、申立人を含め複数の者に資格取得日が記載されておらず、また、オンライン記録と船員保険被保険者台帳の記録が相違する者が複数いることが確認できることから、申立事業所における船員保険被保険者の記録管理が適切に行われていたとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、申立人のオンライン記録は有効なものとは認められず、申立人の申立事業所に係る資格取得日は、申立人が申立事業所の船舶に雇い入れられた昭和21年1月31日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する船員手帳の標準報酬等級から昭和21年1月から同年6月までは180円、同年7月から9月までは390円とすることが妥当である。

広島厚生年金 事案 1954

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和25年5月30日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8,000円に、また、申立人の同支店における資格喪失日に係る記録を28年5月6日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和25年5月30日から同年9月9日まで
② 昭和28年4月30日から同年5月6日まで

昭和20年11月にA社に入社以来、申立期間を含め継続して勤務しており、申立期間の年金記録が無いのは、C支店からB支店に、また、B支店からD支店にそれぞれ転勤した際、同社の事務処理上の誤りが原因と思われる。B支店からD支店に一緒に異動した同僚はEさんである。

申立期間が未加入の記録とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された「勤務歴・給与簿」、申立事業所の健康保険組合から提出された健康保険厚生年金保険被保険者台帳及び雇用保険の記録から、申立人が同事業所で継続して勤務(昭和25年5月30日にA社C支店からB支店に、28年5月6日に同社D支店に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①は、申立人に係る

A社B支店における昭和 25 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から 8,000 円、申立期間②は、申立人に係る同支店における 28 年 3 月の記録から 8,000 円とするのが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

広島厚生年金 事案 1956

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和52年11月15日にA社に入社し、53年3月1日に同社の関連会社に転勤するまで継続して勤務した。

しかし、同社における厚生年金保険の加入記録は昭和53年2月28日までとなっており、1か月の厚生年金保険の未加入期間が生じているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している雇用保険被保険者資格喪失確認通知書及び給与明細書により、申立人が申立期間において申立事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は誤って申立人の資格喪失日を昭和 53 年 2 月 28 日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 2 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立期間のうち、平成15年1月から同年5月までの標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額(30万円)であったと認められることから、申立人の15年1月から同年5月までの標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年10月1日から16年2月1日まで
私がA事業所に勤務した平成4年10月1日から16年2月28日までの期間のうち、14年10月から16年1月までの標準報酬月額が、所持している給与明細書の給与支給額に比べて低く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、社会保険事務所は、申立期間のうち平成15年1月から同年5月までの標準報酬月額を30万円と記録していたが、申立事業所が届け出た申立人に係る被保険者報酬月額変更届に基づき、同年5月20日付けで、同年1月に遡って標準報酬月額を26万円に引き下げる訂正処理を行っていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する平成15年1月から同年5月までの給与明細書を見ると、標準報酬月額30万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる上、当該期間において給与の総支給額に大きな変動は無いことから、申立事業所が被保険者報酬月額変更届を提出する必要は無かったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が遡及訂正処理された平成15年5月20日の時点において、申立事業所の厚生年金保険の被保険者であった5人のうち、事業主以外の申立人を含む4人全員の標準報酬月額が遡及訂正処理されていることが確認できるが、同事業所の商業登記簿を確認したところ、申立人は役員ではない上、事業主も「遡及訂正

について、申立人の同意を得ていない。」と回答していることから、申立人は当該遡及訂正処理を知り得る立場にはなかったものと推測される。

さらに、申立事業所の社会保険事務を担当する会計事務所は、事業主から経営が苦しい旨の話を受けた旨回答しており、申立期間当時において、申立事業所の経営状況は思わしくなく、社会保険料の支払にも苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正が行われたとは認められず、申立期間のうち平成 15 年 1 月から同年 5 月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円とすることが必要と認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成 14 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 15 年 6 月から 16 年 1 月までの期間については、申立人が所持する給与明細書により、オンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と一致していることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付特例等に関する法律による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 3 月に結婚した後、亡父の勧めもあり、すぐに A 市役所で国民年金に加入した。

納付書が届いたので、昭和 57 年 1 月から 60 年 4 月までは、夫の保険料と一緒に郵便局で、同年 5 月に転居後は金融機関で毎月末までに保険料を納めてきたが、出産や転居などで生活が苦しくなったので、昭和 61 年度の保険料を私だけ免除してもらい、62 年 4 月からは夫の保険料と一緒に納付した。

会社を退職後の申立期間の保険料は、毎月、夫の保険料と一緒に納付していたのに、私だけ未納になっているのは納得できない。

昭和 57 年度から 63 年度の市民税・県民税納税通知書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 57 年 1 月からの国民年金保険料を納付したと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の払出年月日欄に 62 年 3 月 23 日と記載されていることから、同年 3 月初旬頃に申立人の国民年金の加入手続が行われ、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日である 57 年 1 月 1 日に遡って資格取得日としたものと推測されることから、当該記号番号払出時点においては、申立期間のうち、同年 1 月から 59 年 12 月までの保険料は、時効により納付できない。

また、申立人は、申立期間直後である昭和 61 年 4 月の保険料を 62 年 3 月 11 日に現年度納付するとともに、61 年 5 月から 62 年 3 月までの保険料に係る免除申請（全額）が同年 4 月 23 日に承認処理されていることがオンライン記録により確認できることから、申立人は申立人の記号番号の払出時期である同

年3月初旬頃に国民年金の加入手続を行い、61年4月の保険料を遡って62年3月11日に現年度納付した後、61年5月から62年3月までの保険料については免除申請を行ったと考えられることから、申立人が当時、生活苦であったとする供述と符合しており、同年4月以降の現年度保険料については納付しているものの、免除承認された時点において納付可能であった60年1月から61年3月までの過年度保険料については、納付することが困難であったものとするのが自然である。

さらに、申立人は、昭和62年4月から同年11月までの保険料を現年度納付（納付日不明）しているところ、申立人の厚生年金保険加入に伴い、同年11月1日に遡って第3号被保険者とする処理が63年1月26日に行われ、同日に納付済みの62年11月分の保険料（7,400円）を、60年10月の保険料（6,740円）に充当し、差引残額（660円）は還付されていることがオンライン記録により確認できることから、当該処理が行われた63年1月の時点で、申立期間のうち、60年10月以降の保険料が未納であったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録により確認できる申立人の夫の納付記録のうち、昭和60年4月から62年10月までの各月の保険料納付日は、ほぼ毎月26日となっており、A市では、56年4月に口座振替による納付が開始され、毎月26日を振替日としていたことから、申立人の夫は、当該期間は口座振替による納付であったと推測され、申立人の申立期間のうち60年4月から61年3月までについては、申立人の「毎月、私が夫の保険料と一緒に納付していた。」とする主張と符合しない。

その上、申立人は、申立期間における保険料の納付について、昭和57年1月から60年4月までは転居する前のA市B町近隣の郵便局の窓口で、同年5月に同市C町に転居後は金融機関で保険料を納付していたとしているが、A市役所では、申立期間当時、同市の保険料納付書による郵便局での納付はできなかったとしており、申立人の納付金額等の記憶も曖昧である上、申立人は結婚した57年3月以後の申立期間、及び61年4月の国民年金の資格取得時の姓及び住所地に変更は無いことから、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは考え難い。

なお、申立人から提出された昭和57年度から63年度までの市民税・県民税納税通知書に記載されている各年度の社会保険料控除額の内訳については、A市では申立期間当時の国民健康保険料に係る関係資料が残っていないため不明であるとしており、各年度に係る申立人及びその夫の国民健康保険料額の算出は不能であることから、申立て内容を裏付ける資料とは認め難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年5月から57年3月まで

私は、昭和56年4月末に会社を退職し、翌月に社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、その日に年金手帳を受け取ったと思う。

国民年金保険料は、自分では納付していないが、私の母親は、「金額は覚えていないが、家族の国民年金保険料を銀行振込で毎月納付していたと思う。」と話している。

当時、同居していた家族の者には未納が無いのに、自分だけが会社を退職後すぐに加入手続をした申立期間が未納になっているのは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和56年5月頃に国民年金の加入手続を行い、その日に年金手帳を受け取ったと思う。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和57年7月末頃に払い出され、この時期に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認できることから、当該加入手続を行った時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となり、遡って納付することとなることから、保険料を毎月納付していたとする申立人の母親の記憶とは相違している。

また、申立人の国民年金の加入手続に係る記憶は曖昧である上、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、「毎月、同居していた家族の国民年金保険料を納付していた。」とするのみで、申立期間の保険料の過年度納付についての具体的な供述は得られず、申立期間の保険料の納付に係る具体的な状況は不明である。

さらに、申立人の両親は、いずれも昭和49年4月以降は付加保険料も納付

していることがオンライン記録により確認できるものの、両人は、申立期間を含め毎年度、付加保険料を含めた国民年金保険料を現年度納付していたことが推認され、申立人の申立期間の保険料を過年度納付した周辺事情は、うかがえないため、両親のオンライン記録をもって申立人の申立期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

加えて、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳には、申立期間以後の保険料を納付していることが記録されている一方、申立期間は未納となっており、当該記録はオンライン記録とも一致しており、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1117

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から45年9月まで

実家の父親は厳格な人で、一生困らないよう年金を掛けるように厳しく言っており、私が20歳になった時、父がA県B町の役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付していた。

私は、昭和44年からC市にある事業所で働いていたが、正社員になり厚生年金保険に加入した45年10月までは、厚生年金保険に加入していなかったため、給料の中から国民年金保険料分を親元に送り、親が同町役場で納付したりしていた。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月以降の国民年金保険料を納付していたと主張しており、申立人の申立期間に係る国民年金の資格喪失日は、オンライン記録では45年10月6日とされているが、当該資格喪失日は、平成20年1月4日に当初の資格喪失日であった昭和44年2月1日が訂正処理されたものであることがオンライン記録により確認できることから、当該訂正処理が行われた平成20年1月4日までは、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人が所持する国民年金手帳により、昭和43年4月から44年3月までの保険料をB町役場で現年度納付していることが確認できるとともに、当該国民年金手帳及び申立人に係る国民年金被保険者台帳には、申立人が44年2月1日に被保険者資格を喪失したことが記載されているところ、同被保険者台帳には、当該資格喪失に伴い、納付済みであった同年2月及び同年3月の保

険料が同年9月頃に還付されていることが記録されている。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付について、実家で両親が納付していたか、自分が親元に送金して両親が納付していたとしているが、その記憶は曖昧である上、申立人の父親は高齢等のため聴取することができず、母親は既に死亡しているため、申立期間に係る保険料の納付に係る具体的な状況が不明である。

加えて、申立人は、申立期間中の昭和44年から事業所に就職し、D町に住んでいたが、その正社員になる45年10月まで実家の住民票は異動していなかったとし、戸籍の附票においても、D町への転入は確認できず、43年4月の資格取得時及び申立期間において、住民票に異動は無い上、姓にも変更が無いことから、B町又はD町で申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは考え難い。

なお、平成20年1月4日の資格喪失日に係る記録訂正は、19年8月に申立人が厚生年金保険及び国民年金の加入記録に係る照会を社会保険事務所（当時）に行ったことを契機に行われたものと推測され、当該資格喪失年月日の訂正に伴い、還付処理されていた44年2月及び同年3月の保険料は、当該処理日に納付済みに記録訂正されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間当時において国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年9月まで

私は、会社を退職後の26歳から27歳の頃、A市B町で店を開業していたが、昭和36年に国民年金制度ができたことを嬉しく思い、度々、近所の知人と国民年金に加入したことについて会話したことを覚えている。

申立期間の保険料は、市役所から送られてきた縦長の納付書で、近くの郵便局で納付していた。

その後、昭和37年頃に体調を崩したため店を閉じ、国民年金保険料が払えなかった時期はあったが、申立期間のうち未納となっていた期間の保険料は、別の病気で入院した後に自宅で療養中だった48年9月から10月頃に、自宅に来た市役所の集金人に1万円支払い、その時に未納は無いと言われた。

申立期間の国民年金の加入記録が無いのは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格取得日は昭和41年10月1日であることが、オンライン記録、申立人が所持する年金手帳、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿により確認でき、申立期間は未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない上、申立人は昭和48年に申立期間のうちの未納となっていた国民年金保険料を、市役所の集金人に納付したとしているが、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間において、市役所から縦長の納付書が送付されてきたので、近くの郵便局で納付していたとしているところ、申立期間当時の国民年金保険料は印紙検認方式であり、納付書による納付ではないこと、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び年金手帳の交付に係る記憶が曖

味であること、及び昭和 42 年 4 月から 44 年 11 月までの保険料を 50 年 6 月にまとめて納付している記録が確認できることを踏まえると、申立人の申立期間に係る保険料納付の記憶は、当該期間の記憶との混同の可能性がうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の資格取得者の状況から、昭和 41 年度に払い出されたものと推測されることから、申立人が加入手続を行ったと主張する昭和 35 年 10 月から 36 年 4 月までの間に申立人の旧姓で記号番号が払い出された記録は確認できない上、申立期間及び 41 年 10 月の資格取得時における申立人の住所は同一市内であることから、申立期間において申立人に別の記号番号が払い出されたことは考え難い。

加えて、申立人が国民年金に加入したことについて会話したとする知人は、既に亡くなっており、その会話に関する供述を得ることはできない。

このほか、申立人が申立期間に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

私は、昭和53年*月に20歳になった時に国民年金に加入し、56年10月に結婚した後も、引き続き国民年金保険料を納付したのに、申立期間の納付記録が無い。

保険料は、毎月A町役場から送られてきたはがきの半分くらいの大きさの納付書で最寄りの銀行で納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年4月からの国民年金保険料を納付していたと主張するが、申立人は53年*月*日に国民年金の強制加入被保険者として資格を取得し、58年4月1日に被保険者資格を喪失していることが、申立人が所持する年金手帳、A町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和56年10月に共済組合の組合員である夫と結婚したことにより、被保険者種別を任意加入被保険者に変更していることが、申立人が所持する年金手帳及びA町の国民年金被保険者名簿により確認できることから、申立人が58年4月1日に任意加入被保険者としての資格を喪失したのは、申立人又はその家族の申出によるものと推認できる。

さらに、申立人は、昭和56年12月から口座振替で国民年金保険料を納付しているが、上記資格喪失日の5か月前の57年11月に口座振替での納付を停止していることが、A町の国民年金被保険者名簿により確認できることから、申立人は、当該口座振替の停止及び任意加入被保険者としての資格喪失の申出について具体的な記憶は無いとしているが、申立人の所持する年金手帳及びA町の国民年金被保険者名簿の記録に不自然な点は見当たらない上、申立人が記憶し

ている「はがきの半分くらいの大きさの納付書」については、当時、A町役場が使用していた「国民年金保険料口座振替領収書」とみられ、銀行で納付する納付書とは形状が異なっている。

加えて、申立人は、昭和56年10月に結婚して以降、申立期間後に第3号被保険者となった61年4月まで、住所地及び姓に変更は無く、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

このほか、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間、同年10月から41年3月までの期間、42年1月から44年3月までの期間、同年7月から45年3月までの期間、46年10月から47年3月までの期間、52年10月から同年12月までの期間及び55年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和40年10月から41年3月まで
③ 昭和42年1月から44年3月まで
④ 昭和44年7月から45年3月まで
⑤ 昭和46年10月から47年3月まで
⑥ 昭和52年10月から同年12月まで
⑦ 昭和55年4月から同年6月まで

昭和36年に国民年金制度が発足したので、当時居住していたA町の婦人会を通じて夫と一緒に国民年金に加入した。同町では、婦人会の集金により夫婦二人分の保険料を納付していた。

昭和38年頃、子供の幼稚園の通園の都合で、A町からB町に転居したが、B町でも婦人会が国民年金保険料の集金を行っていた。

申立期間当時、婦人会が国民年金保険料を集金しており、一人でも納付を怠ると婦人会に迷惑をかけることになったので、私たち夫婦に国民年金保険料の未納は無いはずであり、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7回、102か月の長期間であり、申立人夫婦は申立期間①から⑦までにおいて2町に居住しているが、この長期間かつ2町にまたがって、申立人夫婦の国民年金保険料の納付に係る記録管理に誤りが起こり続けたとは通常考え難い。

また、申立人夫婦に係るそれぞれの国民年金被保険者台帳には、社会保険事務所（当時）が申立人夫婦の申立期間②に係る未納保険料を対象として昭和 42 年 7 月 31 日付けで申立人夫婦から債務承認を取ったことを意味する「債承納導（42.7.31）」の記録、及び無年金者になる可能性が高かった申立人夫婦が第 3 回特例納付の対象として納付勧奨を受けたと推察される「昭和 54 年 12 月 24 日に申立人の夫と面談し、申立人夫婦の未納保険料について特例納付の納付勧奨を行った結果、申立人の夫が納付を約束した」旨の記録があることから、申立人夫婦は、42 年及び 54 年当時において申立期間の保険料が未納であったことを認識していたものと考えられる。

さらに、B 町が昭和 62 年 10 月 17 日付けで作成した国民年金未納者調査票には、62 年から平成元年までに計 4 回、申立人の夫と面談し、過去の納付状況の説明や納付指導（免除を含む。）を行った旨の記録があることから、これらの時期においても、申立期間の保険料が未納であったことを認識していたことがうかがわれる。

加えて、申立人の夫は、国民年金制度の創設当初の国民年金保険料額を 360 円であったとしているが、当時の保険料額とは相違しているとともに、同人は「B 町の婦人会の集金人はずっと同じ人であった。」としているところ、申立期間当時、同婦人会の集金により国民年金保険料を納付していた被保険者の証言により、昭和 41 年に婦人会の集金人に交替があったことが確認でき、申立人の夫の主張には申立期間当時の事実関係と合致しない点が見受けられる上、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことがうかがえる具体的な供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間、40年10月から41年3月までの期間、42年1月から44年3月までの期間、46年10月から47年3月までの期間、52年10月から同年12月までの期間及び55年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和40年10月から41年3月まで
③ 昭和42年1月から44年3月まで
④ 昭和46年10月から47年3月まで
⑤ 昭和52年10月から同年12月まで
⑥ 昭和55年4月から同年6月まで

昭和36年に国民年金制度が発足したので、当時居住していたA町の婦人会を通じて妻と一緒に国民年金に加入した。同町では、婦人会の集金により夫婦二人分の保険料を納付していた。

昭和38年頃、子供の幼稚園の通園の都合で、A町からB町に転居したが、B町でも婦人会が国民年金保険料の集金を行っていた。

申立期間当時、婦人会が国民年金保険料を集金しており、一人でも納付を怠ると婦人会に迷惑をかけることになったので、私たち夫婦に国民年金保険料の未納は無いはずであり、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6回、93か月の長期間であり、申立人夫婦は申立期間①から⑥までにおいて2町に居住しているが、この長期間かつ2町にまたがって、申立人夫婦の国民年金保険料の納付に係る記録管理に誤りが起こり続けたとは通常考え難い。

また、申立人夫婦に係るそれぞれの国民年金被保険者台帳には、社会保険事

務所（当時）が申立人夫婦の申立期間②に係る未納保険料を対象として昭和 42 年 7 月 31 日付けで申立人夫婦から債務承認を取ったことを意味する「債承納導（42.7.31）」の記録、及び無年金者になる可能性が高かった申立人夫婦が第 3 回特例納付の対象として納付勧奨を受けたと推察される「昭和 54 年 12 月 24 日に申立人と面談し、申立人夫婦の未納保険料について特例納付の納付勧奨を行った結果、申立人が納付を約束した」旨の記録があることから、申立人夫婦は、42 年及び 54 年当時において申立期間の保険料が未納であったことを認識していたものと考えられる。

さらに、B 町が昭和 62 年 10 月 17 日付けで作成した国民年金未納者調査票には、62 年から平成元年までに計 4 回、申立人と面談し、過去の納付状況の説明や納付指導（免除を含む。）を行った旨の記録があることから、これらの時期においても、申立期間の保険料が未納であったことを認識していたことがわかる。

加えて、申立人は、国民年金制度の創設当初の国民年金保険料額を 360 円であったとしているが、当時の保険料額とは相違しているとともに、同人は「B 町の婦人会の集金人はずっと同じ人であった。」としているところ、申立期間当時、同婦人会の集金により国民年金保険料を納付していた被保険者の証言により、昭和 41 年に婦人会の集金人に交替があったことが確認でき、申立人の主張には申立期間当時の事実関係と合致しない点が見受けられる上、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことがうかがえる具体的な供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から49年3月まで

私は、昭和47年12月に会社を退職し、家事手伝いをしていたが、母親が私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚する前の50年4月までの国民年金保険料を母親が集金人に支払ってくれていたのに、申立期間の保険料だけが未納となっているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、申立期間後の昭和49年7月から同年8月頃までに払い出されたものと推測され、この時期に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時期の48年1月1日に遡って資格取得日としたものと推測されることから、加入手続を行った時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとみられる申立人の母親は、申立人に「保険料は集金人に支払っていた。」と話しているものの、過年度保険料となる申立期間の保険料の納付方法等については具体的に記憶していないとしており、申立期間に係る保険料の納付に係る具体的な状況は不明である。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳には、申立期間直後の昭和49年4月から同年9月までの6か月(5,400円)、同年10月から同年12月までの3か月(2,700円)及び50年1月から同年3月までの3か月(3,300円)に係る3枚の「国民年金保険料領収証書」が貼付されていることから、申立人の母親の供述どおり、加入手続を行った49年7月から8月頃以降の申立期間後の保険料については現年度納付となる保険料を集金人に納付していたことがう

かがえるが、申立期間の保険料の領収書は保管されていない上、申立人の母親は、申立期間前の45年10月から付加保険料を納付していることから、申立期間を含め、53年8月までの保険料を全て現年度納付していたものと推測され、同人が申立期間に係る申立人の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、前述の国民年金保険料領収書の出納員欄に押印されている名前から、申立人の居住する地域の国民年金保険料を集金していたA市の集金人（嘱託）に聴取したところ、「申立人についての具体的な記憶は無いが、私が集金していたのは現年度保険料のみで、過年度保険料については集金人が集金することができなかった。」と供述しており、申立期間の保険料を集金人に支払ったとする申立人の母親の記憶と符合しない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月

私は、A社を平成5年12月下旬に退職後、次の就職先を探していたが、同年末頃にB市C区役所で国民年金の加入手続を行い、その場で申立期間の保険料を現金で納付した。

申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いのは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年12月末に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、申立人の申立期間に係る国民年金の被保険者資格の取得日及び喪失日については、オンライン記録により、その変更処理が平成15年2月12日に行われたことが確認できるところ、その変更処理の内容を見ると、資格取得日については、「適用もれ」を変更理由として5年12月26日、資格喪失日については、「2号被保険者該当」を変更理由として6年1月17日とされていることから、当該変更処理が行われた15年2月の時点までは、申立期間は未加入期間であったものと推測され、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の妻についても、申立人と同様に、平成5年11月21日及び9年5月21日を資格取得日、6年2月2日及び10年1月5日を資格喪失日とする変更処理が15年2月12日に行われていることがオンライン記録により確認できるところ、同人は、当該変更処理が行われたことにより、国民年金の被保険者期間とされた5年11月から6年1月までの期間及び9年5月から同年12月までの期間については未納期間となっていることが確認できる。

さらに、上記オンライン記録により、当該変更処理が行われた平成15年2月12日に近接した同月10日に、申立人の住所地のD市からB市への住所変更

の処理が行われていることが確認できるところ、申立人は同時期に社会保険事務所（当時）に行った記憶は無いとしているものの、申立人の妻はその記憶があるとしていることから、この時期に申立人の妻に係る国民年金被保険者資格に係る変更処理が行われ、併せて申立人の住所地及び被保険者資格に係る変更処理が行われたものと推測される。

加えて、最初に資格取得した平成3年5月及び申立期間において、申立人の姓及び住所地に変更は無いことから、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは考え難く、その形跡も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間当時において国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から51年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から51年8月まで

私の年金記録にある厚生年金保険の記録(昭和52年11月14日資格取得、55年7月1日資格喪失)と国民年金の記録(昭和55年7月1日資格取得、平成5年9月21日資格喪失)は、新たに見つかったとして最近追加されたものであるが、申立期間については、依然として国民年金に未加入の記録となっている。

これまで、医療保険には必ず加入しており、申立期間については、国民健康保険に加入していたので、国民年金にも加入していたはずであり、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和55年7月に払い出されたものと推測され、申立人の資格取得日は同年7月1日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人に上記の国民年金手帳記号番号以外の記号番号が払い出された記録は見当たらない上、申立人は、「最初に交付を受けた年金手帳はオレンジ色の手帳であった。」と供述しているところ、オレンジ色の年金手帳は昭和49年10月以降に使用されたものであり、申立期間に国民年金手帳の交付を受けた記憶が無いなど、申立期間において申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「申立期間のうち、昭和47年7月から49年7月までの国民年金保険料については、その当時自分が見習いとして勤務していた飲食店

の店主が納付し、当該飲食店を退職した後の49年8月から51年8月までの国民年金保険料については自分が納付した。」と供述しているところ、申立期間当時の保険料を納付していたとする飲食店の店主は既に死亡しており、保険料の納付状況等を確認することができない上、申立人自身が納付したとする49年8月から51年8月については、住民登録していた市とは別の市に居住していたとする申立人は、保険料の納付書の入手及び納付方法は覚えていないとするなど、申立期間の国民年金保険料の納付状況は明らかでない。

このほか、申立人が申立期間に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年8月から61年3月まで

私が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和54年7月頃であり、その1年後に夫も加入した。夫は、私の年金手帳が夫より先にあったと記憶しているので、私が夫より先に国民年金の加入手続を行ったのは間違いない。

また、夫の国民年金保険料の納付記録は、国民年金に加入した当初から納付済みとなっているが、私は、加入時から夫と同じ口座で口座振替により保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が納付済みとされていないことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫より先に自身の国民年金の加入手続を行ったとして、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の払出時期は、それぞれ昭和60年9月11日及び55年1月16日であることから、申立人の夫が申立人より先に国民年金に加入していることが確認できる上、申立人は、申立期間を含めA市内から他市町村に転居していないことから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の保険料を口座振替により納付したとして、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿には、口座振替の始期が昭和62年5月と記載されており、当該記載内容は、B金融機関が保管する申立人の夫名義の口座別元帳により、同口座から初めて国民年金保険料が引き落とされたのは62年6月1日であることと符合することから、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を口座振替により納付したとしながらも、申立人の夫は、オンライン記録により、口座振替の始期である昭和62年

5月以前の55年9月から納付記録が確認できるところ、申立人は、納付書で保険料を納付したという明確な記憶は無いとする一方で、口座振替でなければ納付書で納付したのであろうと説明するなど、申立期間の保険料の納付方法についての記憶は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和35年10月に夫と共に国民年金に加入し、夫婦二人分の保険料を自宅に毎月来る集金人に納付していたが、手帳の検認記録欄には押印してもらっていなかった。

その後、転居し、転居後に来た別の集金人が、押印されていないのはおかしいと言っていたことを覚えており、申立期間の保険料を納付してきたことは事実なので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年10月に夫と共に国民年金の加入手続を行い、保険料を集金人に納付したとしているところ、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、夫婦連番で払い出されていることが確認できるものの、その前後の任意加入者の資格取得日並びに申立人及びその夫が所持する年金手帳の発行日が、38年11月14日となっていることからみて、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の払出時期は、38年10月頃と推定され、当該時点では、申立期間のうち36年9月以前は時効により保険料を納付できない。

また、上記国民年金手帳記号番号の払出時点では申立期間のうち昭和36年10月から38年3月までの保険料は過年度保険料となり、市町村では保険料収納の取扱いができないため、集金人に納付することはできない。

さらに、申立人及びその夫が所持する年金手帳の印紙検認記録欄の昭和36年4月から9月までは「時効消滅」の押印がされ、印紙貼付欄が切り取られているが、A市は、手帳交付の際、時効により保険料を納付できない期間がある場合は、このような処理の後に手帳を交付していた可能性があるとしている。

加えて、申立人は、申立期間後に国民年金保険料の未納部分について督促の

通知が来たことを記憶しているとしているが、当該保険料は納付しなかったとしている上、このほかに、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から51年3月まで

私は、昭和45年*月で満20歳となったが、当時は大学生だったため母親が国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたと思われる。母親は2年前に他界したが、「あなたも20歳から国民年金に加入したので、あなたの子供も20歳になったら親の責任で加入しておいてやりなさい。」と言われた記憶があるのに、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の実家の母親が申立人の20歳到達時に、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと主張するが、申立人に係る戸籍の附票により、申立人は、昭和45年9月27日から47年12月23日までA地B区に、その後49年7月19日まで同地C市に住居を移していたことが確認できることから、申立人の20歳到達時（昭和45年*月）頃には申立人の実家のあるD市では国民年金の加入手続ができない上、保険料を納付することもできない。

また、申立人は、昭和49年7月19日から同年9月4日までの間、実家のあるD市に住居を移していることから、この期間に国民年金の加入手続をした可能性があるのではないかと主張しているが、仮に申立人がこの時期に国民年金の加入手続を行ったとしても、申立人は当時大学院生で、任意加入であることから、遡って国民年金の資格を取得することはできない上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付には関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は既に亡くなっているため、保険料の納付状況等を確認できない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年11月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年11月から15年3月まで

私は、申立期間において国民年金に加入していたが、学生だったので国民年金保険料の納付を猶予してもらっていた。

その後、社会人となり、A市に居住し、保険料を支払う余裕ができた平成16年から18年頃までの間に手元にあった現金で申立期間の保険料をまとめて約40万円納付した。

しかし、申立期間は、学生納付特例となったままで記録されており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年から18年頃までの間に、申立期間に係る保険料を一括で約40万円追納したと主張しているが、追納に係る申出先、納付書、納付時期、納付場所（金融機関等）及び領収証書に係る記憶は曖昧であり、保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録においても、申立人が申立期間の保険料に係る追納の申出を行った記録は確認できない。

なお、A市が保管する申立人の平成16年分から18年分までの源泉徴収票の控えを見ても、国民年金保険料等の納付額は記載されていない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和58年1月から61年3月まで

私は、会社を退職後、厚生年金保険に第4種被保険者として加入し、その後、昭和50年6月に国民年金に任意加入し、60歳になるまで継続して国民年金保険料を納付していた。

しかし、記録では、申立期間に国民年金を一旦やめて、再度、加入したことになっているが、途中でやめる理由はなく、申立期間の納付記録が無いのはおかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳に記載されている申立人の国民年金の記録を見ると、申立人は、昭和50年6月25日に任意加入、58年1月15日に被保険者資格を喪失、61年4月1日に第1号被保険者として再加入となっており、オンライン記録と一致していることから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入で、制度上、国民年金保険料を納付できない。

また、当該被保険者名簿の資格喪失年月日欄には「58.1.14(注)」及び「58.1.15」と記載があり、これにより、昭和58年1月14日に市役所市民課で資格喪失届が受け付けられ、資格喪失日はその翌日となったことが確認できる上、資格取得年月日欄には「61.11.10(注)」及び「61.4.1」と記載があり、これにより、61年11月10日に資格取得届が受け付けられ、その資格取得は同年4月1日に遡ったことが確認できることから、申立期間は未加入期間である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付方法について、「集金人又は金融機関の窓口で納付していたかもしれないが、自分は納付をした覚えは無い。妻が納付したと思うが、妻に当時のことを聞いても覚えていない」としか答えよ

うがない。」としているところ、申立人が所持している領収証書により、昭和50年6月から54年3月までは集金人への納付が、被保険者名簿により、昭和54年度以降は口座振替による納付が確認できるが、被保険者名簿における口座振替の廃止期欄に「57. 4」とあり、その上に「58. 1. 14」と記載されているのが確認できることから、申立人は、58年1月14日の資格喪失手続に併せて、57年度第4期（昭和58年1月から同年3月まで）から口座振替を廃止したことがうかがえる。

加えて、申立人は、国民年金に任意加入して以降、申立期間当時と同じ市に居住していることから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から57年3月までの期間及び同年4月から62年12月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から57年3月まで
② 昭和57年4月から62年12月まで

私は、大学を卒業後、昭和56年にA市からB市に帰郷し、母親が同年12月にB市C区役所で私の国民年金の加入手続を行った際、職員から「2年遡って加入できる。」と言われ、2年分の保険料10数万円を窓口で納付したところ、後に職員から電話で「さらに、2年遡って納付できる。」と言われ、指定された振込口座に10数万円を振り込んだ。その後、57年1月頃、国民年金の被保険者資格取得日が53年4月1日となっている年金手帳が郵送されてきたのに、申立期間①が未納とされていることに納得できない。

また、昭和57年度以降は、毎年4月に郵送されてきた納付書により、9万円から10万円くらいの保険料をB銀行D支店又は同行E支店で前納したにもかかわらず、申立期間②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和56年12月に母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているが、B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿から、申立人は、平成2年2月14日に加入手続を行い、昭和53年4月1日に遡って被保険者資格を取得したことが確認でき、加入手続を行った時点では、申立期間は時効のため、保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者（第3号被保険者）の手続処理日等から、平成2年2月から同年3月頃に払い出されたものと推認され、オンライン記録において、申立期間当時、申立人に当該国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認

できない上、払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人も現在所持している年金手帳以外に手帳が交付された記憶は無いとしている。

- 2 申立期間①について、申立人は、母親が、昭和56年12月の加入手続と同時に昭和55年度及び56年度の保険料10数万円を、B市C区役所の窓口で納付したと主張しているが、前記の加入手続を行った時点で過年度納付となる55年度の保険料は、同区役所では納付できない上、B市は、「B市C区役所では、本人の申出により手書きの納付書を作成し、保険料を収納していたが、昭和56年12月頃に同区役所で納付できた保険料は、現年度保険料である昭和56年度の保険料5万4,000円のみである。」と回答していることから、申立人が納付したと主張する金額は、当時、区役所で納付できた保険料額と大きく異なっている。

また、申立人は、昭和53年度及び54年度の保険料は、B市の職員から電話で「さらに、2年遡って納付できる。」と言われ、指定された振込口座に10数万円を振り込んだと主張しているが、同市は、「口座振込による国民年金保険料の収納は行っていなかった。また、時効を経過した保険料は収納できなかった。」と回答しており、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は、「加入手続の時に、申立人の保険料を市の男性職員に窓口で払ったことは覚えているが、手続の時期、納付金額、納付期間については覚えていない。また、未納期間（期間は不明）があり納付しなければならないことを職員から聞いたことは覚えているが、納付書が来たのかどうか、市から振込口座の連絡がありその口座に振り込んだのかどうか、納付したのは自分か、申立人かなどについてはよく覚えていない。」としており、申立内容を裏付ける供述は得られなかった。

加えて、申立人の加入手続が、国民年金被保険者名簿の記録による平成2年2月14日に行われたことを前提として、申立内容及びオンライン記録を検証すると、平成元年度の現年度保険料（9万6,000円）をB市C区役所の窓口で納付した後、時効経過前の未納期間（昭和63年1月～平成元年3月）があることを同市の職員から聞き、後日、当該期間の過年度保険料（11万4,600円）を納付したことが考えられ、この場合には、当該2回の納付金額は申立人の主張する納付金額（10数万円を2回）とほぼ一致することから、これらの保険料納付と申立期間①の保険料納付とを混同している可能性がうかがわれる。

- 3 申立期間②について、申立人は、毎年4月に郵送されてきた納付書により、毎年、9万円から10万円くらいの保険料を前納したと主張しているが、申立期間②は69か月と長期間であり、金融機関において6回前納された保険料について、連続して事務処理の誤りが生じたとは考え難い。

また、国民年金被保険者台帳は、年金記録がオンライン化される昭和 59 年 2 月までの間に保険料の前納記録がある場合は、特殊台帳として保存されることとなるところ、申立人に係る特殊台帳は保存されていないことから、申立期間②においては、前納による保険料の納付が行われていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が前納したとする保険料額は、申立期間②当時の前納保険料額（6 万 1,130 円から 8 万 6,660 円）とは異なっている上、オンライン記録により、申立人の前納記録が確認できる平成 2 年度及び 3 年度の前納保険料額（9 万 8,370 円及び 10 万 5,390 円）とはおおむね一致していることから、これらの前納保険料の納付と申立期間②の保険料納付とを混同している可能性がうかがわれる。

- 4 このほか、申立期間について、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から44年8月までの期間及び同年9月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から44年8月まで
② 昭和44年9月から45年3月まで

私は、申立期間①について、私の母親から、満20歳になるので私の国民年金加入手続きを行ったと聞いたことがあり、実家に住んでいた昭和41年9月から43年12月頃までの国民年金保険料は、私の母親が婦人会の集金人に納付し、同年12月頃から44年8月頃までの保険料は、私の母親か元夫の母親が納付してくれていたはずであり、私が所持している国民年金手帳の資格取得日が、41年*月*日とされていることからみても、国民年金に未加入とされていることに納得できない。

申立期間②についても、私の母親か元夫の母親が保険料を納付してくれていたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親及び元夫の母親は既に死亡していることから、申立期間①及び②に係る保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳に被保険者資格の取得日が20歳到達時の昭和41年*月*日と記載されていることから、申立期間①は、当初、国民年金の強制加入期間として取り扱われていた可能性もあるが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、45年12月頃に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間①のうち、41年9月から43年9月までの期間は、時効により保険料を納付できない上、国

国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によれば、資格取得日は44年9月5日と記録されていることから、申立期間①は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金手帳は前述の1冊しか所持していないと供述しているところ、当該手帳の氏名欄は、申立人が昭和44年2月に婚姻した後の姓が記載されていることなどから、申立人が20歳到達当時、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったことを裏付ける記載内容は見当たらない上、オンラインによる氏名検索によっても、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の母親又は元夫の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の母親又は元夫の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1945

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 2 月下旬頃から同年 8 月中旬頃まで
私は、ハローワークの紹介により A 社に正社員として採用され、申立期間に勤務した。所持する平成 17 年 5 月分の給与明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できるのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は平成 17 年 2 月 28 日から同年 8 月 22 日まで申立ての事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立ての事業所が保管する申立人の賃金台帳から、平成 17 年 5 月分以外の給与（平成 17 年 3 月、4 月、6 月及び 8 月分の給与。同年 7 月は給与未支給）からは厚生年金保険料は控除されていない上、当該 5 月分の給与から控除された厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額は翌 6 月分の給与により、申立人に返還されていることが確認できる。

このことについて、申立ての事業所の事業主は、「申立人については、平成 17 年 5 月の給与から厚生年金保険料等を控除したが、本人から厚生年金保険及び健康保険には加入しない旨の申し入れがあったことから、返還したものである。」と回答している。

また、申立人が居住する市の回答により、申立人は、平成 17 年 4 月 27 日から同年 11 月 12 日まで国民健康保険に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②から⑬までについて、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額又は標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 9 月 頃 から 同 年 11 月 1 日 まで
② 平成 13 年 11 月 1 日 から 20 年 1 月 1 日 まで
③ 平成 15 年 7 月 10 日
④ 平成 15 年 12 月 10 日
⑤ 平成 16 年 7 月 9 日
⑥ 平成 16 年 12 月 10 日
⑦ 平成 17 年 7 月 8 日
⑧ 平成 17 年 8 月 31 日
⑨ 平成 17 年 12 月 9 日
⑩ 平成 18 年 7 月 10 日
⑪ 平成 18 年 12 月 8 日
⑫ 平成 19 年 7 月 10 日
⑬ 平成 19 年 12 月 10 日

私は、A社に平成13年9月頃に入社し、19年12月31日に退職するまでの期間の給与及び賞与から厚生年金保険料を控除されていた。

ねんきん定期便を見ると、申立期間①については、厚生年金保険の加入記録が無く、資格取得日が平成13年11月1日となっている。

また、申立期間②の標準報酬月額及び申立期間③から⑬までの標準賞与額が、実際に受け取った給与支給額及び賞与支給額よりも低く記録されており、会社が誤った届出を社会保険事務所（当時）に行っていた可能性がある。

勤務した期間に係る全ての給与支給明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立ての事業所から提出された申立人に係る賃金台帳及び雇用保険の記録から、申立人は、申立ての事業所に平成13年10月18日に入社したことが確認できるとともに、申立人が所持する同年10月の給与明細書から、申立人が申立ての事業所に当該入社日から勤務し、給与が支給されていたことが確認できる。

しかしながら、上記平成13年10月の給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立ての事業所では、給与の支給については、月末日締め翌月10日支払いで、厚生年金保険料は翌月控除であるとしているところ、申立人から提出された申立人の勤務期間の全てにわたる給与明細書を検証した結果、平成13年11月から19年12月までの給与明細書において厚生年金保険料が控除されており、この保険料の控除期間は申立人の厚生年金保険の加入期間と一致していることが確認できる。

さらに、申立ての事業所における申立人の入社日と厚生年金保険の資格取得日が相違していることについて、申立ての事業所では、「申立期間①当時のことを確認できる資料は残っていないが、当時は、入社後、一定の試用期間を設け、継続して勤務が見込める場合に厚生年金保険に加入させていたと考えられ、試用期間については保険料控除を行わない取扱いだったと思われる。」と説明していることから、申立ての事業所では、入社月の翌月1日を厚生年金保険の資格取得日とし、入社月については厚生年金保険料を控除しない取扱いを行っていたものと推測される。

このほか、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立人は、申立期間②の標準報酬月額及び申立期間③から⑬までの標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額がオンライン記録を上回る場合である。
- 3 申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された平成13年11月から19年12月までの給与支給明細書により、13年11月、14年9月及び15年1月から19年8月までの各月の給与支給額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であり、また、13年12月から14年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び19年

9月から同年12月までの期間の各月の給与支給額に基づく標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できるが、当該給与支給明細書の厚生年金保険料控除額を見ると、各月の控除保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象には当たらない。

4 申立期間③及び④の標準賞与額については、申立人から提出された平成15年7月及び同年12月の給与支給明細書における賞与総支給額に基づく標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と同額であり、また、厚生年金保険料控除額に基づく標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と同額となっていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象には当たらない。

5 申立期間⑤から⑦まで及び申立期間⑨から⑬までの標準賞与額については、申立人から提出された平成16年7月から19年12月までの給与支払明細書における賞与総支給額に基づく標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額よりも高額であることが確認できるが、厚生年金保険料控除額に基づく標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と同額であることから、特例法による保険給付の対象には当たらない。

6 申立期間⑧の標準賞与額については、オンライン記録に記録されていないところ、申立人から提出された平成17年8月の給与支給明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

7 申立人から提出された給与支給明細書における給与等支給額及び保険料控除額と、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に係る記録を検証した結果、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額及び標準賞与額について不合理な訂正処理をされた形跡は無い。

また、申立ての事業所では「申立期間③から⑬までに係る賞与支払届については、賞与総支給額の内訳の一部である特別手当は届出に該当しない項目と思い、算入していなかった。」と説明しており、当該期間に係る当時の賞与支払届においても、賞与総支給額のうち、賞与のみの金額が記載され、特別手当が記載されていないことが確認でき、事業主は申立期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額について、適正な届出を行っていないことがうかがえる。

8 このほか、申立期間②から⑬までについて、申立人の主張する標準報酬月額又は標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②から⑬までについて、申立人が主張する標準報酬月額又は標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1947

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月7日から同年9月1日まで

私は、高校を卒業後、昭和28年7月7日にA社に入社し勤務していた。

会社では、私の入社年月日は昭和28年7月7日として管理されており、雇用保険の資格取得日も同日付けとなっているのに、ねんきん特別便を見ると、厚生年金保険の資格取得日が同年9月1日となっている。

申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職金支払明細書、雇用保険被保険者証などにより、申立人が昭和28年7月7日に申立ての事業所に入社したことが確認できる。

しかしながら、申立ての事業所から提出された厚生年金保険被保険者資格取得届により、申立ての事業所では、申立人の厚生年金保険の資格取得日を昭和28年9月1日として届け出ていることが確認できるところ、当該資格取得日は、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び申立ての事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記録されている資格取得日と一致している。

また、上記被保険者資格取得届には、申立人と同様に、厚生年金保険の資格取得日が昭和28年9月1日で、同一部署に配属されたとみられる6人（申立人が記憶する同僚3人を含む。）が記載されているところ、この6人及び申立人が記憶する別の同僚1人を含む2人の計8人のうち、雇用保険の加入記録が確認できる6人は、いずれも申立人と同様に、28年7月に雇用保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立ての事業所では、申立人と同時期に入社した従業員については、入社月の2か月後の月初日を厚生年金保険の資格取得日とする取扱いとしていたことがうかがえる。

さらに、申立人が記憶する上記同僚4人を含め、申立人と同時期に入社し、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚8人に照会

した結果、回答が得られた6人のうち3人は、入社日と厚生年金保険の資格取得日が異なることについて、「試用期間等の会社の取扱いによるものだったと思う。」としている。

加えて、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたとする明確な記憶は無く、上記同僚6人からも、入社日から厚生年金保険の資格取得日までの期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたとする具体的な供述は得られない上、申立ての事業所の後継事業所では、当時の関係資料は残っておらず、申立期間当時の従業員に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除等については不明としている。

なお、申立ての事業所の健康保険組合では、申立人の健康保険組合の資格取得日は入社日と同じ昭和28年7月7日としているが、申立人と同時期に入社した同僚の記録は残っていないとしているため詳細は不明であるが、同健康保険組合では、申立ての事業所における厚生年金保険の取扱いとは別に、現場作業に従事する従業員については、入社と同時に健康保険組合に加入させる取扱いを行っていたものと推測される。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和28年10月26日から29年4月12日まで
② 昭和29年10月24日から同年11月1日まで
③ 昭和30年6月18日から同年9月27日まで
④ 昭和30年10月24日から同年11月1日まで
⑤ 昭和33年9月1日から同年10月24日まで
⑥ 昭和34年5月22日から同年8月29日まで
⑦ 昭和36年5月20日から同年8月29日まで

私は、昭和28年10月にA社の船の臨時作業員として契約し、20回以上乗船したが、申立期間①、③、⑥及び⑦については、乗船した期間の船員保険の加入記録が全く無く、申立期間②、④及び⑤については、乗船日と船員保険の資格取得日が相違している。

申立期間①については、昭和28年10月に初めて臨時作業員としてB丸に乗船したが、何も分からず背広のまま作業した苦い思い出があり、乗船したのは間違いなのに船員保険の加入記録が全く無い。

申立期間②及び④については、出港前の船に乗り込み、出漁準備のために大量の物資の積み込み作業に従事していた期間の船員保険の加入記録が無い。

申立期間③については、C丸に乗船し、D社との共同出漁で出漁した期間であるが、船員保険の加入記録が全く無い。

申立期間⑤については、E丸がF社G造船所にドック入りし、自分は保安要員として乗船していた期間であるが、この期間の船員保険の加入記録が無い。私は、昭和33年10月*日に結婚式を挙げ、E丸が同年10月下旬に、ドックを出てH港まで移動した際、新婚旅行を兼ねて妻も乗船したので、この期間のことははっきり覚えている。

申立期間⑥及び⑦については、E丸又はB丸が出漁した際に自分も乗船し

た期間であるが、船員保険の加入記録が全く無い。

当時の船員手帳は残っていないが、いずれの申立期間も A 社の船に乗船していた期間であることは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立ての事業所から提出された「船舶出入港一覧表」の記録により、申立ての船舶である B 丸が昭和 28 年 10 月に出港し、29 年 4 月に入港したことは確認できる。

しかしながら、申立期間①については、同事業所から提出された「B 丸作業員名簿」（昭和 28 年）には申立人の名前は無い上、申立人に係る「作業員原簿」にも乗船記録は無い。

また、申立ての事業所では、昭和 22 年以降の船員保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届を保管しているが、申立人の申立期間①に係る資格取得届及び資格喪失届は見当たらないとしている。

さらに、申立ての事業所の船員保険被保険者名簿には、昭和 28 年 10 月 24 日に被保険者資格を取得した者が 221 人確認できるが、名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

加えて、申立人が一緒に乗船したと記憶する同僚の一人は、申立人と一緒に乗船したことを覚えているとしているが、具体的な乗船期間が特定できる供述は得られない上、申立人が記憶している作業班長及びその他の作業員の名前は、申立期間①に係る「B 丸作業員名簿」のほか、申立人の船員保険の加入記録がある翌年の「B 丸作業員名簿」（昭和 29 年）にも記載されていることから、申立人が申立期間①に乗船していたとは考え難い。

- 2 申立期間②について、「B 丸作業員名簿」の記録により、申立人が臨時作業員として乗船したことは確認できるところ、申立人は、B 丸の出漁準備のため、申立期間②当時から乗船していたとしている。

しかしながら、申立人に係る「作業員原簿」の乗船日の記録及び申立ての事業所が保管する申立人の船員保険被保険者資格取得届の資格取得日は、いずれも昭和 29 年 11 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している。

また、B 丸の出港日は、昭和 29 年 11 月 3 日であることが「船舶出入港一覧表」により確認できる上、申立ての事業所では、「申立人は、出漁準備のため、出港日前から準備作業に従事していたものと思われるが、臨時作業員については、出港日の数日前から船員保険の被保険者としていた。」としており、申立ての事業所の船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立人と同じ同年 11 月 1 日に船員保険の被保険者資格を取得した者が 81 人確認できることから、臨時作業員については、同日に被保険者資格を取得させたものと推認される。

- 3 申立期間③について、申立ての事業所から提出された「船舶出入港一覧

表」には、申立ての船舶であるC丸が出漁した記録は無い上、申立人に係る「作業員原簿」にも当該期間に係る乗船記録が無いことが確認できる。

また、申立ての事業所の船員保険被保険者名簿により、船が出漁した際には、約200人の船員保険被保険者が資格取得していることが確認できるが、昭和30年6月に船員保険の被保険者資格を取得した者は6人のみであり、当該期間に申立ての船舶が出漁した事実はうかがえない。

- 4 申立期間④について、申立人はB丸において、出漁準備のため、申立期間④当時から乗船していたとしているが、申立人に係る「作業員原簿」の乗船日及び申立ての事業所が保管する申立人の船員保険被保険者資格取得届の資格取得日は、いずれも昭和30年11月1日となっており、オンライン記録と一致している。

また、B丸の出港日は、昭和30年11月2日であることが「船舶出入港一覧表」により確認できるところ、申立期間②と同様に、申立ての事業所の船員保険被保険者名簿では、申立人と同じ同年11月1日に船員保険の被保険者資格を取得した者が106人確認できることから、臨時作業員については、同日に被保険者資格を取得させたものと推認される。

- 5 申立期間⑤について、E丸が昭和33年10月頃、F社G造船所にドック入りしていたことは同僚の供述から推認できるとともに、申立人に係る「作業員原簿」の記録により、同年9月30日から34年4月15日まで、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が記憶する同僚は、「E丸がドック入りしていた期間は、10人から20人程度の乗組員がいた。」と供述しているところ、申立ての事業所の船員保険被保険者名簿により、昭和33年9月15日に船員保険の被保険者資格を取得している者が、申立人が同僚であったと記憶する者を含め7人確認できるものの、この7人はいずれも本作業員であったことがそれぞれの作業員原簿の記録などから確認できる上、当該被保険者名簿には、臨時作業員であった申立人及び申立人が記憶する他の同僚の名前は無い。

また、申立ての事業所では、上記期間に船員保険の被保険者記録のある7人について、E丸がドック入り期間中に乗船していた期間のものであるか否かについては、ドック入り期間中の乗組員の名前や船員保険の加入状況に係る当時の関係資料が無いため不明としており、申立人の勤務実態及び船員保険の適用状況等を確認することができない。

- 6 申立期間⑥について、申立ての船舶であるE丸は、申立ての事業所から提出された「船舶出入港一覧表」には、出漁した記録は無い上、申立人に係る「作業員原簿」にも当該期間に係る乗船記録が無いことが確認できる。

また、E丸は昭和31年6月に出漁していることが「船舶出入港一覧表」により確認できるところ、申立ての事業所の船員保険被保険者名簿により、この際の船員保険被保険者が180人以上確認でき、申立期間⑥の始期である

34年5月に船員保険の被保険者資格を取得した者は21人いるが、当該時期にE丸が出漁した事実はうかがえない。

- 7 申立期間⑦について、申立期間⑥と同様、申立ての事業所から提出された「船舶出入港一覧表」に、申立ての船舶であるB丸及びE丸が出漁した記録は無い上、申立人に係る「作業員原簿」にも当該期間に係る乗船記録が無いことが確認できる。

また、申立期間の始期である昭和36年5月に船員保険の被保険者資格を取得した者は23人であり、当該時期に申立ての船舶が出漁した事実はうかがえない。

- 8 一方、申立ての事業所では、「昭和22年以降の船員保険被保険者資格取得届は全て保管しているが、申立人の申立期間における船員保険被保険者資格取得届は無く、船員保険の被保険者となっていない申立人の給与から船員保険料を控除することは無い。」としている。

また、申立人は、自らの乗船期間と船員保険加入期間が異なるとして申し立てているが、申立期間において船員保険料が給与から控除されていたとする具体的な記憶は無い上、当時の船員手帳を持っておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び船員保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立期間において船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 9 月から 23 年 11 月頃まで
私は、昭和 22 年 9 月に A 社内にあった B 社に先に入社していた同僚の紹介で入社し、23 年 11 月頃に退職した。
ねんきん特別便では、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の後継会社から提供された「社史」により、申立人が従事した業務内容の時期、同社の下請会社の集まりである協力会の会長に申立人が記憶する申立ての事業所の当時の事業主が就任していることが確認できること、申立人が記憶する複数の同僚の厚生年金保険の加入記録が申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることなどから、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立ての事業所は、昭和 23 年 9 月に設立登記されていることが商業登記簿により確認できるとともに、オンライン記録によれば、25 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間当時は適用事業所となっていなかったことが確認できる。

また、申立人が申立ての事業所に先に入社していたとする同じ職種の同僚及び事務担当者等の資格取得日は、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立ての事業所が適用事業所となった昭和 25 年 12 月 1 日となっていることが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間の厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立ての事業所の申立期間当時の事業主の子息は、「申立期間当時の社長は既に死亡しており、申立ての事業所は平成 12 年に解散しているため、当時の資料は無く、申立人の勤務期間及び保険料控除については不明である。」としており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

加えて、申立人には、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたとする具体的な記憶は無く、申立人が記憶する他の同僚は、「厚生年金保険料は適用事業所になった後から控除された。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月31日から26年8月16日まで
私は、叔父がA社のB丸の船長をしていたので、昭和23年4月に同社に入社し、B丸に乗船した。

A社は、昭和24年9月にC市のD社に保有船舶を一括売却したので、私も乗船していた船舶とともに同社に移籍した。

昭和25年9月から同社のE丸に乗船していたところ、時期ははっきり覚えていないが、同船はエンジン故障を起こし、防波堤の中に係留されたため、同船の乗組員はいなくなったが、自分一人は残って同船を管理していた。

私が所持している船員手帳には、昭和26年7月31日に同社船員課の職員が管轄海運局で申立期間に係る雇止公認の手続をしたこと、及び同年8月1日付けで有給休暇が16日付与されていることが記載されており、同月16日までは申立ての事業所での雇用期間であったはずなので、調査の上、船員保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳には、E丸に係る雇入年月日は昭和25年9月11日、雇止年月日は26年7月30日と記載され、それぞれ管轄海運局の公認印が押されており、有給休暇付与関係欄には、勤務期間は24年11月22日から26年7月31日までと記載され、同年8月1日に有給休暇16日が付与されていることが記載されていることから、申立人が申立期間においてE丸に乗船し、申立ての事業所との雇用関係が継続していたことは確認できる。

しかしながら、申立ての事業所の船員保険被保険者名簿によると、申立ての事業所は、昭和24年9月9日に船員保険の適用事業所となっていることが記録されており、新規適用時の同年9月から25年8月までの間に被保険者資格を取得した者が、申立人及び申立人が記憶する当時の船長を含め78人確認できるところ、これらの全員が申立期間の始期である同年12月末日までに被保険者資格を喪失しているとともに、同日以降の被保険者が14人確認できるが、

これらの者はいずれも同年9月以降に新たに被保険者資格を取得した者で、いずれの者もその後順次被保険者資格を喪失し、26年5月20日には被保険者がいなくなっていることから、申立ての事業所が船員保険の適用事業所でなくなった時期は確認できないが、同事業所は、この時点で実質的に船員保険の適用事業所でなくなっていたものと推測される上、25年12月31日から26年5月20日までの資格取得者の船員保険被保険者証記号番号には欠番は無く、申立人の名前も無い。

また、申立ての事業所の被保険者の一人は、「当時、申立ての事業所では食料費だけが支給され、給与の遅配が続いた。」と供述していることから、申立ての事業所は、経営上の理由等から昭和25年12月から26年5月にかけて事業の整理・縮小が行われ、従業員の船員保険の加入についても順次取り止めたものと推測される上、申立人が所持する船員手帳の船員保険関係欄には、24年9月9日の資格取得日及び同年11月1日の標準報酬月額の変更については記載されているものの、その後の標準報酬月額の変更及び資格喪失日の記載は無いことから、申立期間において、申立人が船員保険の被保険者であったことを確認することはできない。

さらに、申立人は、E丸がエンジンの故障により防波堤内に係留されていた間、船の管理のため乗船していたと主張しているが、所管運輸局では、「長期係留中の船舶の保安要員は、船長が当たることが原則であるが、特例許可があれば機関長等海技免状を持った者が当たる。」としているところ、申立人は申立期間当時保安要員としての資格は保有していない上、同運輸局では、長期係留の際に必要な申立期間当時の船舶検査証書は保存年数が経過しているため残っていないとしており、当該船舶の係留期間は確認できない。

加えて、申立ての事業所は、既に船員保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿によれば昭和49年10月1日に解散し、当時の事業主及び役員等は所在不明であり、申立期間当時の申立ての事業所の被保険者に聴取しても、当時の具体的な状況に係る供述は得られないため、申立期間当時の申立人の勤務実態及び船員保険の適用状況等を確認することはできない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載内容は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめ船員手帳に記載された労働条件の適法性等を確認するために設けられたものであり、船員手帳に記載されている雇入期間は必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないとされていることから、申立人についても、船員手帳に申立ての事業所における雇入及び雇止の期間の記載が確認できることをもって、当該期間に船員保険に加入していたものと認めることはできない。

このほか、申立人が申立期間において船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1951

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 10 日から 52 年 11 月 14 日まで
私の A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録（昭和 52 年 11 月 14 日資格取得、55 年 7 月 1 日資格喪失）は、社会保険事務所（当時）から記録が見つかったとの連絡があり、最近追加されたものである。

しかし、同社には、昭和 49 年 8 月頃から勤務しており、同社の寮の住所に住民登録した昭和 51 年 9 月 10 日に、同社から健康保険証が交付された記憶があり、申立期間において厚生年金保険に加入していたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立ての事業所に勤務していた時は、会社の寮に居住していた。」と供述しているところ、申立人は、昭和 51 年 9 月 10 日から申立ての事業所の寮の所在地を住民登録していたことが戸籍の附票により確認できることから、申立期間において申立ての事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立ての事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届により、申立ての事業所は、申立人について昭和 52 年 11 月 14 日資格取得、55 年 7 月 1 日資格喪失の届出を社会保険事務所に行ったことが確認できる上、オンライン記録及び申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得日及び資格喪失日も当該届出の日と一致している。

また、申立ての事業所の事業主は、「申立期間当時、短期間で退職する従業員が多かったので、勤務状況を見極めた上で厚生年金保険に加入させており、入社後すぐには加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立期間当時の同僚に聴取しても、申立期間において申立人の給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られず、申立ての事

業所では、「厚生年金保険に加入させる以前に保険料を控除することはあり得ない。」とし、このほかに申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 11 月から 46 年 4 月 1 日まで
② 昭和 46 年 4 月から 55 年 5 月 1 日まで

私の夫は、昭和 32 年 11 月から 46 年 3 月末まで A 社に、同年 4 月から 55 年 4 月末まで B 社に、いずれも正社員として勤務した。

夫は昭和 56 年 2 月に他界している上、当時の資料等はないが、勤務していたのは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社では、「当社の社員は、入社後すぐに社会保険の加入手続を行っているが、当社が保管する労働者名簿及び社会保険関係の資料の中に申立人に関するものは無いことから、申立人は、現場の応援に来てもらっていた一人親方ではないかと思う。」としている。

また、オンライン記録によると、同社の厚生年金保険の新規適用日は、昭和 36 年 10 月 1 日となっていることから、同社は、申立期間のうち 32 年 11 月から 36 年 9 月までの期間については、厚生年金保険の非適用事業所であったことが確認できる。

2 申立期間②について、B 社においても、社員であれば入社後すぐに社会保険の加入手続を行っていたはずであるとしているものの、同社から提出された従業員名簿に申立人の名前を確認することはできない上、同名簿の健康保険整理番号に欠番はない。

また、申立人を記憶する同社の同僚は、「申立人は、申立期間当時、C 業を自営していたように記憶しており、現場の応援に来てもらっていたと思う。」としている。

3 申立人は、オンライン記録によると、申立期間のうち、国民年金の準備期間である昭和 35 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得し、36 年 4 月から死亡月の前々月まで保険料を全て納付していることが確認できることから、前述の同僚の供述のとおり、申立人は、申立期間当時、自営業を営んでおり、申立事業所には勤務していなかったものと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間当時、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 44 年 8 月 1 日まで
私の両親がA社を経営しており、私は、同社で昭和 41 年 8 月から 44 年 12 月までの期間及び 48 年 2 月から平成 11 年 4 月までの期間働いていた。母が「厚生年金保険を掛けているから。」と言っていたことを覚えており、私が 19 歳（昭和 41 年）のときから結婚する前の昭和 44 年 8 月までの期間も、厚生年金保険に加入していたと思う。
しかし、申立期間が未加入となっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所において申立期間に厚生年金保険加入記録のある同僚に照会した結果、5人が申立人を知っていると回答し、このうち申立期間内のみ加入記録がある者が1人いることから、期間は明確ではないものの、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認される。

しかしながら、商業登記簿によると、申立事業所は昭和 42 年 3 月に法人設立の登記をしていることから、申立期間のうち 41 年 8 月 1 日から 42 年 3 月 19 日までの期間は、個人事業主だった申立人の父と同居していた申立人は、原則として、厚生年金保険の被保険者資格を取得することはできない。

また、申立人の申立事業所における雇用保険の加入記録を見ると、申立期間に係る記録は無いところ、申立人は、申立事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日の昭和 44 年 8 月 1 日に雇用保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が一緒に働いていた同僚として名前を挙げた 3 人の申立事業所における厚生年金保険の加入期間は、いずれも申立期間以外の期間である上、当該 3 人は、申立期間又は申立期間の一部の期間において他社で厚生年金保険に加入していることが確認でき、そのうちの 1 人は、「私は、申立期間に申立

事業所では働いていなかった。」と回答していることから、当該3人は、申立期間以外の期間における同僚と考えられる。

加えて、健康保険厚生年金保険台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の厚生年金保険台帳記号番号は昭和44年8月に払い出されていることが確認でき、当該払出簿及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人は、同年8月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人の健康保険番号より前の番号には申立人の原票は見当たらず、欠番も無い。

このほか、申立事業所は既に解散し、関係資料は残っておらず、当時の事業主も、既に死亡しており、申立期間当時の状況について聴取することはできない上、申立人も、申立期間当時、給与明細書はもらっていなかったと供述しているなど、申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月から 16 年 5 月頃まで

私は、平成 12 年 11 月から 16 年 5 月頃まで A 市 B 区にあった C 社に正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。

しかし、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が全く無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の元事業主の申立人に係る回答、及び申立人が申立期間当時の正社員として名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録により、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元事業主は、「申立人から、年金は自分で別の制度に加入しているから加入しなくてもいいと申出があったので、申立人は厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していない。」と回答している。

また、元事業主は、「申立人は、アルバイトの扱いだった。」としているところ、申立人がアルバイトの扱いだったとして名前を挙げた同僚 5 人は、いずれも申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、申立事業所は、アルバイトの扱いだった者は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録は無く、申立事業所が加入する D 厚生年金基金も、「申立人に該当する記録は無い。」と回答している。

加えて、申立事業所は倒産しているため、申立期間当時の資料は残っておらず、当時の申立人に係る厚生年金保険の適用状況等を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 1 日から 8 年 3 月 31 日まで
私は、A事業所において平成 3 年 3 月 28 日から 8 年 3 月 30 日まで継続して勤務していた。
それにもかかわらず、同事業所での資格喪失日が平成 7 年 7 月 1 日になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が発行した在籍証明書、申立事業所が保管する出勤明細簿及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間に申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所は、「当時の資料を確認したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

また、申立人は、申立期間中も申立事業所に係る健康保険被保険者証を持っていたと主張しているところ、オンライン記録によると、健康保険被保険者証は平成 7 年 7 月 18 日に回収されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立事業所における勤務期間のうち、最後の 1 年間（平成 7 年 4 月から 8 年 3 月まで）について、「実習があった。実習期間は、夜勤や土日の勤務を中心にしていた。」と供述しているところ、申立事業所は、「勤務時間はわずか（3 時間以下）であった。そのため厚生年金保険には未加入だったと思われる。」とし、当時の同僚も、「実習期間は、昼間の勤務ができなくなることから、申立事業所では、正社員であってもパート扱いにして厚生年金保険料を控除せず、本人の手元にお金が残るような取扱いをしていた。」と回答している。

加えて、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否か覚えていない上、申立期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことを

確認できる資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1960 (事案 275、710 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 11 月 1 日まで
② 昭和 31 年 11 月 1 日から 32 年 11 月 22 日まで
③ 昭和 33 年 6 月 1 日から 34 年 1 月 5 日まで
④ 昭和 34 年 1 月 8 日から 38 年 1 月 1 日まで

私は、年金の手続に行った際、申立期間の脱退手当金が支給されていたことを知った。

しかし、当時は脱退手当金という制度があることを知らなかったし、脱退手当金を請求した覚えも無い。

最後に勤務したA社の当時の社長に確認したところ、「代理請求していたかもしれない。」との回答を得たが、もし、会社が勝手に請求したのであれば、それは犯罪であり、許すことはできない。

新たな資料は無いが、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人及び申立事業所において脱退手当金の支給記録がある同僚 8 人の全員が退職後 7 か月以内に脱退手当金を受給していることが確認できることから、事業主による代理請求がなされたものと考えられること、ii) 申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金が支給されたことを示す表示が記されていること、iii) 脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いことなどから、一連の脱退手当金支給事務に不自然さはないと認め、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、脱退手当金を受け取っていないことを示す資料として新たに申立期間当時の経理担当者の証言内容を提出したが、その内容は、申立事業所が申立人の脱退手当金について代理請求を行っていたことを認め

るものであり、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から脱退手当金を受け取っていないことを示す新たな資料の提出は無いが、再度、調査をしてほしいということで申立人は申立てをしている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明付けられる資料が無い中で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、事業主による代理請求がなされたものと考えられること、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されていること、支給額に計算上の誤りが無いことなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人から脱退手当金を受け取っていないことを示す新たな資料の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1962

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 2 日から同年 10 月 20 日まで

私は、昭和 46 年 8 月 2 日に A 事業所に臨時社員として採用され、同年 9 月 16 日には B 事業所に転勤となり、同年 10 月に正社員になったが、申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C 事業所から提出された在職証明書により、申立人は、申立期間において申立事業所に臨時社員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、申立事業所を統括していた D 事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていたことから、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

また、申立人が記憶する A 事業所の給与事務を担当していた同僚は、「私が勤務した昭和 28 年から 58 年 7 月までの間、A 事業所において、職員の給与から厚生年金保険料を控除した記憶は無い。」とし、また、別の同僚は、「私が、E 事業所で臨時社員として勤務した期間については、厚生年金保険の加入記録は無く、給与から厚生年金保険料も控除されていなかった。また、当時の所長から、臨時社員で厚生年金保険に加入しなくても、退職金には影響が無い旨の説明を受けた。」と供述している上、当該同僚の厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立事業所の当時の所長は既に死亡しており、B 事業所の同僚については所在が不明のため申立内容を裏付ける供述が得られず、ほかに申立人が

申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。